

「こども人権ネットちば」発足にあたって



2015年3月15日、「こども人権ネットちば」が発足しました。千葉県内のすべての「子どもの人権」を擁護し、保障、発展させるために、「子どもの権利条約の理念」を基本とする団体であり、子どもの権利を守り、実現することに賛同する市民と団体のネットワークを形成し、県内に人権を基盤とした政策・制度・仕組みを作ることを目的として活動していきます。

この会は2000年12月10日発足以来15年間、県レベルで、子どもの人権擁護のために活動を続けてきた「千葉県子ども人権条例を実現する会」を名称変更したものです。

「実現する会」は、大きな社会問題になった船橋の児童養護施設「恩寵園」の激しい虐待を受けた子どもたちの人権擁護を契機として立ち上げられた団体です。発足以来、不登校の子どもたち、障がいを持つ子どもたち、体罰やいじめを受けた子どもたち、それぞれが抱える現実に向き合う団体や人々と手をつなぎ、「子どもの人権」について学び、交流するなど、さまざまな活動をしてきました。

特に条例づくりに関しては、行政との関係づくりが必須であることから、2004年に「千葉県子ども人権条例」（素案）を作成、提言して以来、2005年から11年間行なっている「千葉県子どもの人権懇話会」では市民と行政が共に学び合っています。また県行政と県民が協働した「こどもが大切にされる千葉県をつくるための指針」づくりに「実現する会」のメンバーが委員として参加し、2009年には指針が発表されています。これは県のホームページに掲載されています。

「こども人権ネットちば」はこの15年の歴史を大切にしつつ、「子どもの権利条約の理念」すなわち、「子どもを一人の人間（人格）として認め」「子どもの最善の利益を保障する」ということ、「子どもにとって一番いいことを考え合う」ということ、同時に子どもは守られ、与えられるだけでなく、自分に関係することに主体的に参加する権利があることを機会あるごとに伝えていきます。子どもの人権が困難にさらされた時ばかりでなく、日々の生活の中で子どもの主体性を尊重していくことを、今後の具体的な活動を通じてメッセージを出していきます。

多くの皆様のご参加により、子どもの人権に関する県内のネットワークを紡いでいきましょう。

「こども人権ネットちば」

代表 岡田 泰子

会員になるには
会員（個人）年会費 おとな1口2,000円 子ども無料
賛同金 個人・団体1口1,000円
郵便振替口座 00140-8-601142
名称：こども人権ネットちば



こども人権ネットちば

千葉県内のすべての子どもたちが子どもとして大切にされ、生き活きとした子ども時代を過ごせるように、「子どもの権利条約」が活かされる 地域社会をいっしょに創りましょう。

生きる権利

子どもたちは健康に生まれ安全な水や十分な栄養を得て健やかに成長する権利を持っています。

守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

ユニセフ訳
「子どもの権利条約」より

こども人権ネットちば

〒260-0803 千葉市中央区花輪町74-6

NPO法人千葉子どもサポートネット内

TEL:043-266-8419・fax:043-266-2359

E-mail: chiba-saponet@lake.ocn.ne.jp

HP: <https://kodomojinkenchiiba.wixsite.com/jinkennet>